

「体制等届出」の手引き
【短期入所生活介護】【介護予防短期入所生活介護】編
※(単独型)又は(本体施設が特別養護老人ホーム以外の事業所)

1 届出時期

加算等の変更の場合

届出に係る加算等は、届出受理日の翌月(受理日が月の初日の場合はその月)から、算定を開始することができます。

(事務処理の都合上、**前月15日までに**提出するようご協力をお願いします。)

【注】「加算を取り下げる場合」又は「減算となる場合」は、**速やかに**「体制等届出書」及び添付書類を提出する必要があります。

※「加算を取り下げる場合」については、下記の4添付書類(28)を参照

新規指定申請の場合

新規に指定を受ける場合は、指定申請と**同時に**「体制等届出書」を提出してください。

【注】指定申請書に添付する書類と重複する書類については、省略することができます。

2 提出先

〒700-0913

岡山市北区大供3-1-18 KSB会館4階

岡山市 保健福祉局 事業者指導課 施設係

TEL:086-212-1014 FAX:086-221-3010

メールアドレス:ji-shidou@city.okayama.lg.jp

3 提出書類

- ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(指定事業者用)(別紙2)
- ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)
- ③添付書類(下記4を参照)

4 添付書類

【注1】同時に複数の項目について届出をする場合は、重複する書類は省略することができます。

【注2】必要に応じて、下記記載の添付書類の他に書類を求められることがあります。

体制の(変更)内容	「体制等届出書」の添付書類
(1)施設等の区分 【短期】【予防短期】	○事業所・施設の平面図
(2)夜間勤務条件基準 【短期】【予防短期】	<p>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(特養・地域密着型介護老人福祉施設・併設短期入所生活介護) ・算定開始月のものを添付 ・「介護職員」及び「看護職員」の記載のみで可</p> <p>※見守り機器等を導入した場合の夜間における人員基準の緩和に該当する場合は、以下の②③を届け出ること。【従来型】</p> <p>②テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準(従来型)に係る届出書(別紙7-3)</p> <p>③入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の議事概要</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(注意)</p> <p>※テクノロジーを導入後、<u>3月以上の試行期間を設け</u>、委員会において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届出を行うこと</p> <p>※試行中の3月は通常の夜勤職員基準を遵守すること。</p> <p>※届出を行っていない状態で、人員基準を緩和した場合、減算となる場合があるため注意すること。</p> </div>
(3)職員の欠員による減算の状況 【短期】【予防短期】	<p>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(短期入所生活介護) ・「介護職員」及び「看護職員」の記載のみで可</p> <p>②資格証等の写し(※旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付) ・「看護職員」のみで可</p>
(4)ユニットケア体制 【短期】【予防短期】	<p>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(短期入所生活介護) ・「介護職員」及び「看護職員」の記載のみで可</p> <p>②研修修了証の写し(※旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付) ・「ユニットケアリーダー研修修了証」</p>

<p>(5) 高齢者虐待防止措置実施の有無</p> <p>【短期】【予防短期】</p>	<p>○添付書類なし</p> <p>※運営基準における虐待の防止のための措置が講じられていない場合は、提出してください。</p> <p>※減算は過去に遡及することはなく、基準を満たしていない事実が発見された月を「事実が生じた月」とします。</p>
<p>(6) 業務継続計画策定の有無</p> <p>【短期】【予防短期】</p>	<p>○添付書類なし</p> <p>※減算は「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して適用となります。</p>
<p>(7) 生活相談員配置等加算</p> <p>【短期】【予防短期】</p>	<p>○生活相談員配置等加算に係る届出書(別紙21)</p>
<p>(8) 生活機能向上連携加算</p> <p>【短期】【予防短期】</p>	<p>○添付書類なし</p>
<p>(9) 機能訓練指導加算</p> <p>【短期】【予防短期】</p> <p>(10) 個別機能訓練体制</p> <p>【短期】【予防短期】</p>	<p>① 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(短期入所生活介護)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定開始月のものを添付 ・「機能訓練指導員」の記載のみで可(ただし、資格が看護師又は准看護師の場合は、「看護職員」も記載すること) <p>② 資格証等の写し(※旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「機能訓練指導員」のみで可 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>(注意)</p> <p>※常勤・専従の機能訓練指導員の配置が必要</p> <p>※はり師又はきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導員に従事した経験を有する者</p> </div>

<p>(11)看護体制加算 【短期】</p>	<p>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(短期入所生活介護) ・算定開始月のものを添付 ・「看護職員」の記載のみで可(ただし、機能訓練指導員の資格が看護師又は准看護師の場合は「機能訓練指導員」も記載すること)</p> <p>②資格証等の写し(※旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付) ・「看護職員」のみで可</p> <p>③看護体制加算に係る届出書(別紙25)</p> <p>④看護体制加算(Ⅲ)(Ⅳ)に関する確認書 前年度の実績が6月に満たない場合 →(別紙25付表2) 前年度の実績が6月以上ある場合 →(別紙25付表1)又は(別紙25付表2)</p> <p>※加算(Ⅲ)、加算(Ⅳ)を算定の場合のみ添付</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(注意) ※機能訓練指導員等との兼務がある場合は、看護職員として勤務している時間のみ常勤換算の看護職員の中に含めること。</p> </div>
<p>(12)医療連携強化加算 【短期】</p>	<p>①医療連携強化加算に係る届出書(別紙26)</p> <p>②協力医療機関との契約書(又は協定書等)の写し等、緊急やむをえない場合の対応に係る取り決めを定めた書類</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(注意) ※看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定していない場合は算定不可。</p> </div>
<p>(13)看取り連携体制 加算 【短期】</p>	<p>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・併設短期入所生活介護) ・算定開始月のもので「看護職員」の記載のみで可</p> <p>②資格証等の写し(※旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付) ・「看護職員」のみで可</p> <p>③看取り連携体制加算に係る届出書(別紙13)</p> <p>④看取り期における対応方針</p>
<p>(14)夜勤職員配置 加算 【短期】</p>	<p>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(短期入所生活介護) ・算定開始月のものを添付 ・「介護職員」及び「看護職員」の記載のみで可</p>

<p>(15)テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係)</p> <p>【短期】</p>	<p>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(特養・地域密着型介護老人福祉施設・併設短期入所生活介護)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定開始月のものを添付 ・「介護職員」及び「看護職員」の記載のみで可 <p>②テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書(別紙27)</p> <p>③利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の議事概要</p>
<p>(16)若年性認知症利用者受入加算</p> <p>【短期】【予防短期】</p>	<p>○添付書類なし</p>
<p>(17)送迎体制</p> <p>【短期】【予防短期】</p>	<p>①車検証の写し</p> <p>②車両の写真</p>
<p>(18) 口腔連携強化加算</p> <p>【短期】【予防短期】</p>	<p>①口腔連携強化加算に関する届出書(別紙11)</p> <p>②歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保している旨を取り決めた書類</p> <p>※上記①別紙11に記載した連携歯科医療機関に係るもの</p>
<p>(19)療養食加算</p> <p>【短期】【予防短期】</p>	<p>○添付書類なし</p>

<p>(20)認知症専門ケア加算 【短期】【予防短期】</p>	<p>①認知症専門ケア加算に関する届出書(別紙 12-2) ②認知症専門ケア加算に関する確認書(別紙 12-2 付表) ③研修修了証の写し(※旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付) ・加算(Ⅰ):「認知症介護実践リーダー研修」 ・加算(Ⅱ):「認知症介護実践リーダー研修」及び「認知症介護指導者養成研修」 ※上記の研修修了者に代えて、認知症ケアに関する専門性の高い看護師の配置も可能。下記の修了証の写し等を添付すること。 ・日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修 ・日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程 ・日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」 ④介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画 ※加算(Ⅱ)を算定の場合のみ添付</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p>※ 施設における入所者の総数に占める【日常生活自立度Ⅲ以上の者】の割合(2分の1以上)については、届出日の属する月の前3月の各月末時点の入所者数の平均で算定すること。また 届出月以降においても、毎月において直近3月間の割合を満たす必要があること。(割合を毎月記録すること。)</p> <p>※ 加算(Ⅱ)は、【日常生活自立度Ⅲ以上の者】が10名未満の場合のみ、「認知症介護実践リーダー研修」及び「認知症介護指導者研修」の両研修を修了した者1名を配置することで算定可能。(10名以上の場合は別々に配置が必要)</p> <p>※ 【(予防)短期入所生活介護 共通】 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者については、日々の対象者数に応じた数を配置すること。</p> </div>
<p>(21)生産性向上推進体制加算 【短期】【予防短期】</p>	<p>①生産性向上推進体制加算に係る届出書(別紙28) ②委員会の議事録 ③生産向上推進体制加算(Ⅰ)の算定に関する取組の成果(別紙28付表) ※厚生労働省に毎年度報告する別紙2と同じ様式 ※③は、加算(Ⅰ)を算定の場合のみ添付 ※加算(Ⅰ)(Ⅱ)ともに、事業年度毎に取組の実績をオンラインで厚生労働省に報告すること。</p>

<p>(22)サービス提供体制強化加算 (単独型) 【短期】【予防短期】</p> <p>(23)サービス提供体制強化加算(併設型、単独型) 【短期】【予防短期】</p>	<p>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(短期入所生活介護) ・届出月の前月分(届出日が月の初日である場合は前々月分)を添付 ※介護福祉士等の状況:「介護職員」のみの記載で可 ※常勤職員の状況:「介護職員」及び「看護職員」のみの記載で可 ※勤続年数の状況:「生活相談員」、「介護職員」、「看護職員」 「機能訓練指導員」のみの記載で可</p> <p>②資格証等の写し(※旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付) ・上記①「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」に記載した従業者に 係るものを添付 ※「生活相談員」、「介護職員」、「看護職員」、「機能訓練指導員」</p> <p>③サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14-4) ④サービス提供体制強化加算に関する確認書(別紙14-4付表) ⑤サービス提供体制強化加算に係る勤続年数10年以上又は7年以上の者の 状況(別添9) ※加算(I)又は(III)で勤続年数に係る要件を用いる場合のみ</p> <p>※新規指定時は算定不可。(3月以上の実績が必要) ※①の説明は、前年度の実績が6月以上ある事業所の場合については、 算定開始月が4月である場合を想定した記述となっているため、 <u>直近の2月の勤務実績表を添付すること。法改正等により、提出日が延期された場合 であっても2月の勤務実績表が必要。</u></p>
<p>(24)併設本体施設に おける介護職員等 処遇改善加算Iの 届出状況 【短期】【予防短期】</p>	<p>○本体施設の体制等状況一覧表</p>
<p>(25)介護職員等処遇 改善加算等 【短期】【予防短期】</p>	<p>○事業者指導課ホームページ 「介護職員等処遇改善加算等の「計画書」について」を参照。</p>
<p>(26)LIFEへの登録</p>	<p>○添付書類なし</p>
<p>(27)割引 【短期】【予防短期】</p>	<p>①指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の 設定について(別紙5) ②運営規程</p>
<p>(28)加算の取り下げ 【短期】【予防短期】</p>	<p>○従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(短期入所生活介護)</p> <p>【下記の加算について算定要件を満たしていた最終月のものを添付】 ※(11)看護体制加算、(14)夜勤職員配置加算、 (9)機能訓練指導体制、(10)個別機能訓練加算、 (13)看取り連携体制加算</p>